

国立大学教育研究評価委員会（第17回）議事録

1. 日 時 平成20年3月5日（水）15時00分～17時00分

2. 場 所 学術総合センター11階 1113会議室

3. 出席者

（委員）浅野委員、北原委員、木村委員、神津委員、河野委員、齋藤委員、
白幡委員、鈴木委員、舘委員、丹保委員、中洩委員、中野委員、
松岡委員、馬渡委員、和田委員

（事務局）木村機構長、川口理事、山本理事、荒船特任教授、脊山客員教授、
加藤評価事業部長、平田評価第2課長 外

4. 議 事

（1）国立大学教育研究評価委員会（第16回）議事録案が承認された。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 第17回の国立大学教育研究評価委員会を始めさせていただきます。

国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考結果について、事務局から報告していただきたいと思います。

● それでは、会議終了後回収ということで机上配付しております、「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者名簿（案）」をご覧ください。

1頁目から6頁が達成状況判定会議の評価者、7頁から14頁が現況分析部会の評価者、15頁以降が研究業績水準判定組織の評価者となっております。朱書になっている評価者が、前回12月の本委員会から追加になった国立大学教育研究評価委員会専門委員でございます。現時点では、トータルで約750名ということとなっておりますが、最終的には、若干名増える予定でございます。

続きまして、同じく会議後回収資料でございますが、「達成状況判定会議構成案」をご覧ください。これは実際、来年度達成状況判定会議を運営していく際に、それぞれチーム単位で評価作業を行っていただくわけですが、実施においてチームごとに達成状況判定会議の評価者を割り当てたものでございます。まだ、若干の調整が必要と思っておりますが、

このような形で、それぞれチームごとに評価作業を行っていただくということをイメージしていただければと思います。

○委員長 評価者に追加等がある場合は、委員長と副委員長にご一任いただきたいと思います。

「評価作業マニュアル」について、事務局から説明願います。

● 資料2-2「評価作業マニュアル（案）」6頁をご覧ください。「4. 評価作業の全体スケジュール」でございますが、前回の本委員会でお示した「評価作業マニュアル（案）」から修正がございます。前回お示した「評価作業マニュアル（案）」では、向かって左から達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織という順番になっておりましたが、研究業績水準判定組織から研究業績の判定結果が現況分析部会、達成状況判定会議に送付される流れ、時期が明確ではないというご意見がございましたので、研究業績水準判定組織を真ん中に置き、研究業績の判定結果の送付の流れ、時期が明確になるように修正しております。

また、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織のところにそれぞれ、評価作業マニュアルの該当頁数を入れたらどうか、達成状況判定会議、現況分析部会から、達成状況判定会議（第2回）につながる線に下向きの矢印を付けたほうがよいのではないかとご意見がございましたので、修正しております。

評価作業のスケジュールについて説明いたしますと、6月末に、各国立大学法人等から「実績報告書」が提出され、7月中旬頃に、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織のそれぞれの評価者に、関係する資料を機構事務局から送付し、書面調査を開始していただきます。8月上旬に、研究業績水準判定組織から、研究業績の判定結果が、達成状況判定会議、現況分析部会に、それぞれ送付されることになります。

達成状況判定会議では、中期計画、中期目標の小項目、中項目、大項目という順番で評価シートを作成していただきます。9月に第1回の達成状況判定会議を開催し、10月、11月の訪問調査を経た上で、12月に第2回の達成状況判定会議を開催します。

現況分析部会では、まずは教育・研究の分析項目の観点ごとの水準判定、質の向上度の判断をした上で、9月に第1回の現況分析部会を開催し、「現況分析結果（素案）」を取りまとめ、第1回の達成状況判定会議に送付します。訪問調査後に、第2回の現況分析部会を開催し、「現況分析結果（原案）」を取りまとめ、第2回の達成状況判定会議に送付します。

第2回の達成状況判定会議では、「現況分析結果（原案）」も併せて、「評価報告書（案）」を作成します。達成状況判定会議で作成した「評価報告書（案）」は、国立大学教育研究評価委員会で審議、決定された後、対象となる国立大学法人等に送付されます。国立大学法人等からの意見の申し立ての機会を設け、最終的に、国立大学教育研究評価委員会での審議を経て「評価報告書」として決定し、文科省の国立大学法人評価委員会に提出するという、流れになっております。

ただいま、説明いたしました、全体スケジュールを念頭に、「評価作業マニュアル（案）」の修正点についての説明をお聞きいただきたいと思います。

資料2-1「「評価作業マニュアル（案）」の修正について」の「1. ウェイトについて」から順番に説明させていただきます。最初に、「1. ウェイトについて」、「2. 現況分析結果の反映について」、「3. 観点の段階判定について」まで説明し、ご意見をいただきたいと思います。

まず、「1. ウェイトについて」、該当箇所は資料2-2「評価作業マニュアル（案）」20頁、21頁でございます。ウェイトの反映については、前回の本委員会でもお示しておりますが、各国立大学法人は、特に重視した中期計画、小項目がある場合、その中期計画や小項目について、ウェイトという印をつけてきますので、評価者は中項目の段階判定の際に、そのウェイトを反映させることとなっております。「評価作業マニュアル（案）」21頁に、注書きしておりますが、ウェイトを付した中期計画や小項目について、「1. 国立大学法人等がウェイトを付した中期計画及び小項目について、ウェイトを付したことが妥当であると判断する場合」、「2. 妥当であると判断した全ての中期計画及び小項目の段階判定が「良好」又は「非常にすぐれている」の場合」、「3. 平均値の範囲の上限に極めて近い場合」（例えば、中項目の判定が「良好」で、平均値が「良好」の平均値2.6以上3.5未満の上限に極めて近い3.4の場合）の3つの条件を満たしている場合には、段階判定を一段階上げることができます。

前回の「評価作業マニュアル（案）」では、ウェイトの反映方法について明確になっていなかったということもありまして、ウェイトの反映方法について、今回、明記しております。

次に、「2. 現況分析結果の反映について」、該当箇所は「評価作業マニュアル（案）」24頁でございます。現況分析結果を、達成状況判定会議で、どのように活用するのかについて、前回、お示しした「評価作業マニュアル（案）」では、現況分析結果を参照し、総

合的に判断することとだけ記載しておりましたが、ウエイトと同様に、ある程度の方向性を具体的に記載したほうがよいのではないかということで、今回、修正をおこないました。

「評価作業マニュアル（案）」24頁をご覧ください。「各中項目に関する「学部・研究科等の現況分析結果（素案）」の分析項目」という表がございます。中期目標の大項目「教育に関する目標」に対して、中項目「1. 教育の成果に関する目標、2. 教育内容等に関する目標、3. 教育の実施体制等に関する目標、4. 学生への支援に関する目標」、同じく大項目「研究に関する目標」に対して、中項目「1. 研究水準及び研究の成果等に関する目標、2. 研究実施体制等の整備に関する目標」があります。それぞれの中期目標について、関係する現況分析の分析項目として、「教育の成果に関する目標」であれば、「学業の成果、進路・就職の状況」、「教育内容等に関する目標」であれば、「教育内容、教育方法」、「教育の実施体制等に関する目標」であれば、「教育の実施体制」、「研究水準及び研究の成果等に関する目標」であれば、「研究活動の状況、研究成果の状況」がございます。中期目標の中項目の段階判定と関係する現況分析の分析項目の段階判定を比較し、その結果を、達成状況の中項目の段階判定に反映させてはどうかということでございます。24頁「1）「書面調査シート」の検討」で、「現況分析部会から「学部・研究科等の現況分析結果」が提出されますので、関係する現況分析の分析項目の判定結果を踏まえて、中項目の段階判定を確認してください。中項目の段階判定と、関係する現況分析の分析項目の判定結果に大きな乖離が見られる場合には、中期目標の段階判定を1段変更することができます。」と記載しております。

具体例として、達成状況の中期目標の中項目、例えば、「教育の成果に関する目標」の段階判定結果が「非常に優れている」である場合、関係する現況分析の分析項目の「学業の成果、進路・就職の状況」の段階判定結果と見比べて、当該大学を構成する大半の学部・研究科等の段階判定結果が「期待される水準を下回る」である場合には、法人全体として、非常に優れていると判断するのはいかなるものかということになると思いますので、中期目標の中項目の段階判定と関係する現況分析の分析項目の判定結果に大きな乖離がある場合については、1段変えることができることとしております。

今は悪い例を申し上げましたが、中期目標の段階判定結果は低いけれども、現況分析の段階判定結果は高いという場合もあると考えまして、ここでは「1段階変更することができます。」という記載にしております。

最後に、「3. 観点の段階判定について」、「評価作業マニュアル（案）」57頁をご

覧下さい。「観点の段階判定の区分表」がございます。前回お示しした「評価作業マニュアル（案）」では、判断の際の考え方として、例えば、「期待される水準を上回る」であれば、「高い水準の取組や活動が行われており、又は、高い水準の成果が得られており、大学の規模・形態等を踏まえ、当該大学等を構成する学部・研究科等として期待される水準を上回ると判断される場合」としておりましたが、大学の規模を考慮して評価をおこなうことは難しいのではないかと、また、平成18年6月19日付けで文部科学省の国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について」では、「各教育研究組織の目的に応じて、その教育研究上の水準を評価することを基本とする。」とあるので、学部・研究科等の目的に照らしてという表現にしたほうがよいのではないかとご意見をいただきました。そこで、「期待される水準を上回る」であれば、「学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動の状況が想定する関係者の期待を上回ると判断される場合」と修正しております。

以上3点について、ご意見をいただければと思います。

○委員長 まず、「1. ウェイトについて」ご意見をいただきたいと思います。これは中項目の段階判定を1段階上げる場合のみを想定しているということですね。

● 段階判定を1段階上げるだけということになっておりますので、それに対してご意見をいただければと思います。

○ 国立大学法人等がウェイトを付してくる場合というのは、その中期計画または小項目を重視しているから評価して欲しいということだと思います。ですから、ウェイトを付してきているのに、段階判定を下げるということではなく、評価者がウェイトを付したことが妥当である、中期計画または小項目の段階判定が「良好」又は「非常に優れている」、平均値が範囲の上限に極めて近い、の3点を満たしていれば、段階判定を上げることができるといってよいのではないのでしょうか。

○委員長 では、「1. ウェイトについて」は、ご了解をいただいたことで、「2. 現況分析結果の反映について」ご意見をいただきたいと思います。

達成状況判定会議がおこなう中期目標の中項目の段階判定と、現況分析部会がおこなう中期目標の中項目と関連する分析項目の段階判定に、大きな乖離があった場合に、中期目標の段階判定を1段階変更することができると記載されていますが、このことについては、先程の説明でご了解いただいたと考えています。「3. 観点の段階判定について」ご意見をいただきたいと思います。

関係者の期待にこたえているかということなのですが、「関係者の期待」、どのような「関係者」が、どのような「期待」をしているのか、評価者が判断するのは難しいかもしれません。

● 関係者については、国立大学法人等から提出される学部・研究科等の現況調査表に、各学部・研究科等が、想定する関係者、その期待といったものを記載することとしております。

○委員長 各学部・研究科等が、「学生が」、「就職する先の社会が」などと想定する関係者を記載するということですか。

● 各学部・研究科等が、想定する関係者を現況調査表に具体的に記載することになっております。

○ 「評価作業マニュアル（案）」57頁の注書きについて、「関係者」ではなくて、「想定する関係者」と記述すると、学部・研究科等が想定することが理解できるのではないかと思います。このままの記述ですと、関係者が期待を想定するように読める可能性もありますので、「想定する関係者」と記載していただきたいと思います。

○委員長 いただいたご意見に併せて修正するというので、「3. ウェイトについて」は、了解いただいたということで、「4. その他の修正について」事務局から説明願います。

● 資料2-1 「「評価作業マニュアル（案）」の修正について」の「4. その他の修正について」、説明をさせていただきます。

まず、「（1）達成状況報告書の段階判定について」、該当箇所は資料2-2 「評価作業マニュアル（案）」17頁、19頁、21頁、23頁でございます。中期計画、小項目、中項目、大項目の段階判定に係る判断の基準の記載をより明確にする修正をしております。

「評価作業マニュアル（案）」17頁をご覧ください。前回お示しした「評価作業マニュアル（案）」では、「判断の際の考え方」という表現が必ずしも適切ではないというご意見をいただきましたので、「判断の基準」という表現に修正しております。

続きまして、「（2）優れた点、改善を要する点、特色ある点について」、「評価作業マニュアル（案）」20頁、21頁をご覧ください。優れた点、改善を要する点、特色ある点については、各国立大学法人等において、中期目標の達成状況報告書に記載することとなっておりますが、大学評価・学位授与機構においても、中期目標の評価状況の評価の際に、優れた点、改善を要する点、特色ある点について指摘することとなっております。2

1 頁、「【例】「書面調査シート（目標判定）」における「中項目」判定」という表で、優れた点、改善を要する点、特色ある点と、3つの欄がございますが、ここでは、各国立大学法人等が記載してきた優れた点、改善を要する点、特色ある点のうち、評価者が指摘したほうがよいと判断するものを記載していただくよう追加しております。また、20 頁、「8）「優れた点及び改善を要する点等」」では、基本的には、各国立大学法人等が記載してきた優れた点、改善を要する点、特色ある点の中から抽出しますが、それ以外にも、評価者の判断で、優れた点、改善を要する点、特色ある点として抽出すべきだという点があれば、それを抽出することができることを説明しております。

資料 2-1 「「評価作業マニュアル（案）」の修正について」の 2 頁、「（3）分析項目の段階判定について」、「評価作業マニュアル（案）」58 頁をご覧ください。「【例】「書面調査シート」における分析項目の判定」という表がございます。この表で、「分析項目 1、期待される水準を上回る」の判断理由欄に斜線がひかれております。前回の本委員会でお示した「評価作業マニュアル（案）」では判断理由を記載することとなっておりますが、分析項目の判断は観点の段階判定に基づいて決まりますので、それぞれの観点を判断理由を見れば、改めて分析項目の判断理由を記載しなくてもよいであろうということで、分析項目の判断理由は、記載しないこととしております。

「（4）質の向上度の指摘について」、「評価作業マニュアル（案）」60 頁をご覧ください。「【例】「書面調査シート」における注目すべき質の向上の指摘の判定」という表がございます。この表の質の向上度の判断理由欄にも斜線が引かれておりますが、質の向上度の判定も各事例の判定に基づいて決まりますので、判断理由については、個々の事例の判断理由を見ればよいのではないかと、また、学部・研究科全体としての質の向上度の判断理由を繰り返し記載する必要はないのではないかとということで、質の向上度の判断理由についても記載しないこととしております。

続きまして、「（5）「現況分析結果」（様式）について」、「評価作業マニュアル（案）」63 頁、64 頁をご覧ください。様式の変更でございます。63 頁、「【例】現況分析結果（素案）例」という表がございます。この表の右側、「【分析項目 1】、現況分析結果（素案）〔副担当記入欄〕」というものがございますが、前回お示した「評価作業マニュアル（案）」では、適宜、文書上に記載してもらおうという形で例示しておりましたが、副担当者の意見が見やすくなるよう変更しております。64 頁も同様でございます。

最後に、「（6）大学情報データベースについて」、該当箇所は、「評価作業マニュアル

ル(案)」10頁、13頁、16頁、52頁、54頁、56頁でございます。今回の評価を実施するに当たり、特に学部・研究科等の現況分析について、国立大学法人等の各学部・研究科の基礎的な情報を大学評価・学位授与機構の大学情報データベースで集め、分析資料を提供し、評価の際に参照するというので、これまで検討を進めてまいりました。前回お示しした「評価作業マニュアル(案)」では、大学情報データベースの分析資料を参照して評価をおこなうことがどこにも記載されていなかったため、大学情報データベースから提供される分析資料を参照としながら評価をおこなうことについて記載しております。

今申し上げましたその他の部分については、これまで議論いただいた内容を特段変更するものではございませんが、修正について、ご意見をいただければと考えております。

○委員長 「(5)「現況分析結果」(様式)について」は、副担当の意見の記入欄を設け、見やすくしたということでございます。「(6)大学情報データベースについて」は、大学情報データベースの活用について記載したということでございますので、これらについては、特にご意見等がないようでしたら、ご了解いただいたこととします。それでは、「(1)達成状況報告書の段階判定について」、「(2)優れた、改善を要する点、特色ある点」、「(3)分析項目の段階判定について」、「(4)質の向上度の指摘について」、1つずつご意見を伺いたいと思います。「(1)達成状況報告書の段階判定について」、該当箇所は、資料2-2「評価作業マニュアル(案)」17頁、19頁、21頁、23頁です。段階判定の判断の基準という表現に修正したということですね。

● 前回お示しした、「評価作業マニュアル(案)」では、「判断の際の考え方」という表現で、内容は留意点を記載しており、非常に分かりづらいというご意見をいただきましたので、簡潔に分かりやすい表現に修正しております。

○委員長 「(2)優れた点、改善を要する点、特色ある点について」、優れた点、改善を要する点、特色ある点の欄を設け、それらの考え方を、各項目の判断基準と同時に追記するということです。該当箇所は、「評価作業マニュアル(案)」20頁です。また、優れた点、改善を要する点、特色ある点については、点数化はしないという理解でよろしいですか。

● 優れた点、改善を要する点、特色ある点については、点数化はせず、評価者の方に記載していただくことを考えております。

○委員長 「(3)分析項目の段階判定について」、各観点の判定結果の組み合わせにより、分析項目の段階判定を導くことから、「書面調査シート」中の「判断理由欄」を削除

するというのですが、各観点の判定を導く判断理由を見れば、分析項目の判定を導いた判断理由まで記載する必要はないというふうに考えたということですね。

● 「評価作業マニュアル（案）」58頁をご覧くださいと、観点1-1で「期待される水準を上回る」とございますが、もう一つの観点1-2が、「期待される水準を上回る」という判定であれば、この分析項目というのは、期待される水準を上回るということになるということで、同じ判断理由を記載しなくてもいいであろうということでございます。

○委員長 「（4）質の向上度の指摘について」、各事例の判定結果の組み合わせによって、注目すべき質の向上の指摘の段階判定を導くことから、「判断理由」欄には、判断理由ではなく、指摘する個々の事例を挙げるように修正するというのですが、各事例の判定を導く際に判断理由について記述されているので、質の向上度の判定を導く判断理由は、改めて記述する必要はないということです。

○ 自由記載の部分が少なく済むという利点については理解いたしましたが、それでもなお、文章で記載するところも残っているわけです。その場合に表現の仕方等について記載例のようなものは示すのでしょうか。記載例を示すと、型にはまった形式的な表現になりやすいので望ましくないとも考えますが、逆にそれがないと記載の文体がかなり多様になる可能性も考えられます、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

● 書面調査シートで、中期計画、小項目、中項目の段階判定を行う際に、段階判定の隣の欄に、判断理由を記載していただくわけですが、判断理由の記載については、記載例等を示すことは考えておりません。最終的な評価報告書を記載していただく際に、様式イメージをお示することを考えております。

○ 資料2-2「評価作業マニュアル（案）」58頁、「【例】「書面調査シート」における分析項目の判定」の表、「分析項目1」の判断理由を記載する欄に斜線が引かれています。判断理由を記載する欄に斜線を引いた理由は、各観点で判断理由が説明されているので、重複記載を避けるためということであったと思いますが、本当に、判断理由の記載を求めないということでしょうか。

● 重複をさけることが分析項目の判断理由の記述を省略することが第1の目的ではありません。資料2-2「評価作業マニュアル（案）」58頁、段階判定の区分表に、分析項目ごとの判断の基準が記載されております。分析項目の判定は、全ての観点が水準を上回る場合、「期待される水準を上回る」という判断になるように、観点の判定の組み合わせ

により決まりますので、改めて分析項目の判断理由の記述を求める必要はないのではないかと考えます。ただ、「期待される水準を大きく上回る」の判断の基準として挙げられている、「特筆すべき状況にある」については、どこかで記載していただく必要があるかなと考えております。

○委員長 資料2-1「「評価作業マニュアル（案）」の修正について」、資料2-2「評価作業マニュアル（案）」について、ご理解いただけたということで、「評価作業マニュアル（案）」について、ご了承いただきたいと思います。

国立大学教育研究評価委員会細則の改正について、事務局から説明願います。

● 資料3「独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則（案）」に基づき説明させていただきます。資料2「評価作業マニュアル（案）」作成に伴う、平成19年3月26日開催の本委員会でも定めた細則の修正案でございます。

達成状況判定会議について、8つの「チーム」に分けて評価作業をおこなうこととしておりましたが、今回、資料2-2「評価作業マニュアル（案）」の中で、達成状況判定会議を8つの「グループ」に分け、さらに「グループ」の中に、3ないし4の国立大学法人等を担当する「チーム」を組織して評価を行うこととしておりますので、それに併せ、「チーム」と記載してあった部分について、「グループ」に修正しております。

また、「グループ」の中にリーダーを置き、さらにサブリーダーとして、国立大学教育研究評価委員会から、各グループに1名の委員の方にご参画いただくこととしており、「主査」を「リーダー」に、「副主査」を「サブリーダー」に修正しております。3月26日決定の国立大学教育研究評価委員会細則では、「主査」については、国立大学教育研究評価委員会の委員長が指名し、「副主査」については、「主査」が指名するとしておりましたが、「グループリーダー」、「サブリーダー」について国立大学教育研究評価委員会委員長が指名することで、修正しております。

現況分析部会について、基本的には、学系部会には「部会長」、「副部会長」を置くこととしております。「部会長」については、国立大学教育研究評価委員会委員長が、「副部会長」については、「部会長」が指名することとしておりましたが、「部会長」、「副部会長」について、国立大学教育研究評価委員会委員長が指名するというので、修正しております。

なお、今回の資料3「独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則（案）」については、委員会決定ということで今回お諮りいたしますが、「評価実

施要項」、「実績報告書作成要領」でも同様の記述がございます。また、この「チーム」を「グループ」に変更する外にも、細かな点で、「評価作業マニュアル」の内容に合わせた修正を行い、委員長、副委員長にご確認いただいた上で、各委員にご確認いただき、「評価実施要項」や「実績報告書作成要領」の修正版を作成したいと考えておりますので、その点も併せてご了承いただければと思っております。

○委員長 資料3については、ご了承いただいたということで、「評価実施要項」、「実績報告書作成要領」について、「評価作業マニュアル（案）」に合わせた修正を加え、ご確認いただくこととさせていただきます。

評価者研修会について、事務局から説明願います。

● それでは、資料4 「評価者研修会（案）」をご覧ください。来年度、実際に評価を行っていただく評価者向けに研修会を開催したいと考えております。達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織について、それぞれ説明する内容も異なりますので、それぞれの会議等ごとに、研修会を開催したいと考えております。

研修会の対象者については、達成状況判定会議の評価者が約180名、現況分析部会の評価者が約250名、研究業績水準判定組織の評価者が約320名、計750名となっております。達成状況と現況分析部会については、4月と5月に分け、なるべく多くの評価者にご参加いただけるよう考えております。研究業績水準判定組織については、3月28日に開催したいと考えております。なお、ご欠席された方々には、当日の評価者研修会を撮影いたしまして、DVD等を欠席者の方に送付するなどして、万全の体制を敷きたいと考えてございます。

○委員長 それでは、これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —